



Mini Report 2018

Saitama Prefectural Credit Federation
Of Agricultural Cooperatives

2018年9月期 上半期ディスクロージャー誌

Profile

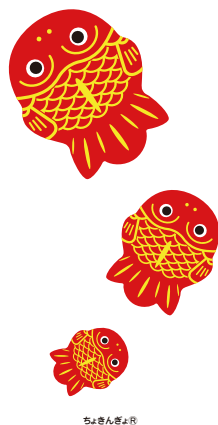
(平成30年9月末現在)

名 称	埼玉県信用農業協同組合連合会(愛称:JAバンク埼玉県信連)
本店所在地	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
電話番号	048(829)3504(代表)
ホームページ	http://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/
設 立	昭和23年8月
従 業 員 数	192名
貯 金 残 高	3兆3,368億円
貸 出 金 残 高	3,128億円
出 資 金	1,394億円
自己資本比率	18.84%



Contents

●ごあいさつ	1
●JAグループ・JAバンクの概要	2
●経営方針	4
●業績	5
●リスク管理債権及び金融再生法開示債権	6
●有価証券等の時価情報	7
●社会的責任と貢献活動	8
●機構	16
●店舗等一覧	16
●情報提供活動	17



ごあいさつ

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／JAバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来70年にわたり、県内JAと一体となって埼玉県農業の振興と地域社会の発展に寄与する金融機関を目指した事業を展開してまいりました。

この度、当会の事業・経営に関する平成30年度中間期の業務概況を取りまとめた「ミニレポート2018」を作成いたしました。この小冊子をご高覧いただき、当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、昨今の経済情勢は、好調な企業業績や雇用・所得環境の着実な改善等により緩やかな回復が継続しておりますが、先行きについては、通商政策動向や海外経済の不確実性に加え、相次ぐ自然災害、来年10月に予定される消費増税等の影響に注視を要する状況にあります。

こうした中、日銀は、物価安定の目標を達成するまで「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策を維持するとしており、当面の金融環境は極めて緩和的な状態が継続するものと思われま

す。農業を取り巻く情勢は、農業生産額の減少、農業者の高齢化や後継者不足といった諸問題が深刻化する中、我が国を含む6か国での国内手続完了により本年12月30日に発効するTPP11の影響に加え、米国等との通商交渉の行方次第では、今後国内農業への更なる打撃が懸念されるなど、経営環境は一層厳しさを増しております。このような状況を踏まえ、JAグループでは、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を実現すべく、グループ一丸となって自己改革に取り組んでおります。

金融機関の動向につきましては、超低金利環境による利ざや縮小、異業種参入等による競争激化といった逆風の中、各金融機関は、経営の健全性と金融仲介機能の発揮を両立しつつ、将来にわたり持続可能なビジネスモデルの構築に向けた経営改革を模索する動きが加速しております。

このような情勢のもと、当会は、「第12次中期経営計画書」（平成28年度～平成30年度）の最終年度として、JAバンク自己改革の完遂に向け、JAとの連携を更に深めつつ、より一層の経営効率化と基盤強化に取り組んでまいります。

今後も農業及び地域のメインバンクとして、皆様に信頼いただける金融機関であり続けるために、役職員一丸となって金融サービスの向上に最善の努力を傾注してまいります所存でございます。

引き続き皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年12月

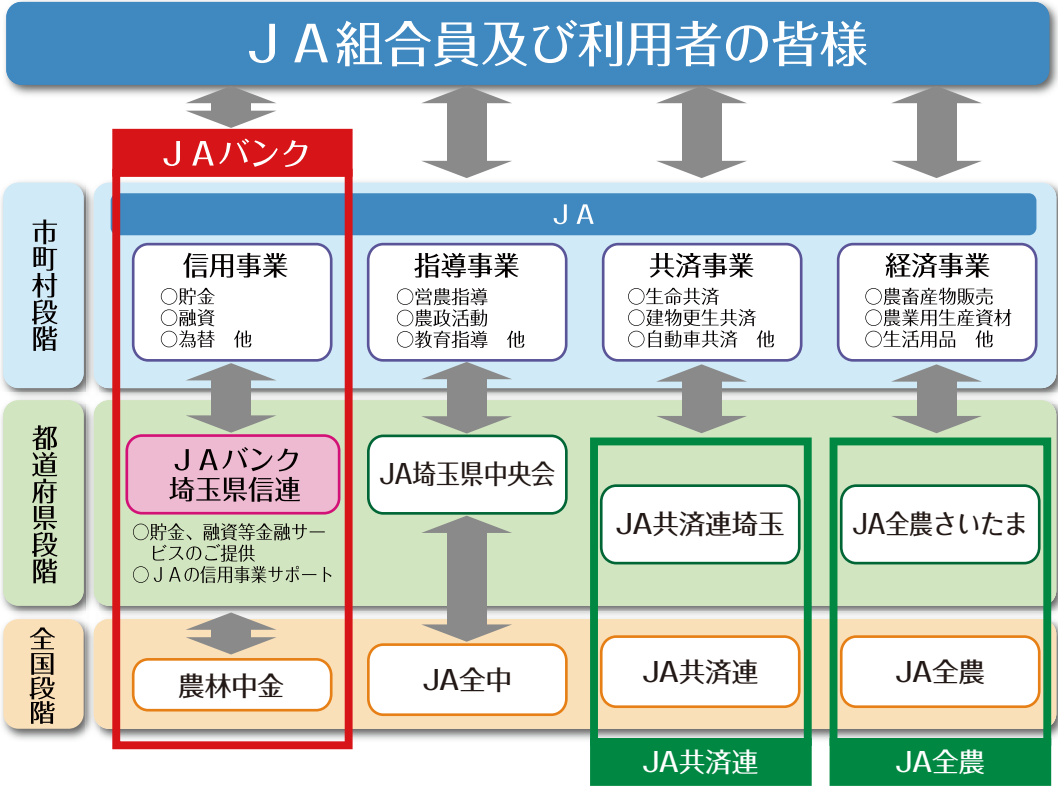
経営管理委員会会長 若 林 龍 司
代表理事理事長 松 本 俊 一

▶ JAグループ・JAバンクの概要

◆ JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階・全国段階の連合会等の組織で構成し、それぞれが機能を分担し、信用事業のほか、指導事業・経済事業・共済事業等を展開しています。この市町村段階から全国段階までの仕組みを「JAグループ」と呼んでいます。

また、信用事業においては、総称して「JAバンク」と呼んでおり、JAと各都道府県において信用事業の本部機能を担う信連、全国域の本部機能を担う農林中央金庫をもって「JAバンク」グループを形成しています。



◆ JAバンク埼玉

埼玉県内16JAの信用事業部門と当会の機能を総称して、「JAバンク埼玉」と呼び、JAと一体となって信用事業を展開しています。

当会は、信用事業を営む連合会として、JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、地域金融機関としてJAと一体となって、組合員や地域利用者、企業などの皆様のお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めています。

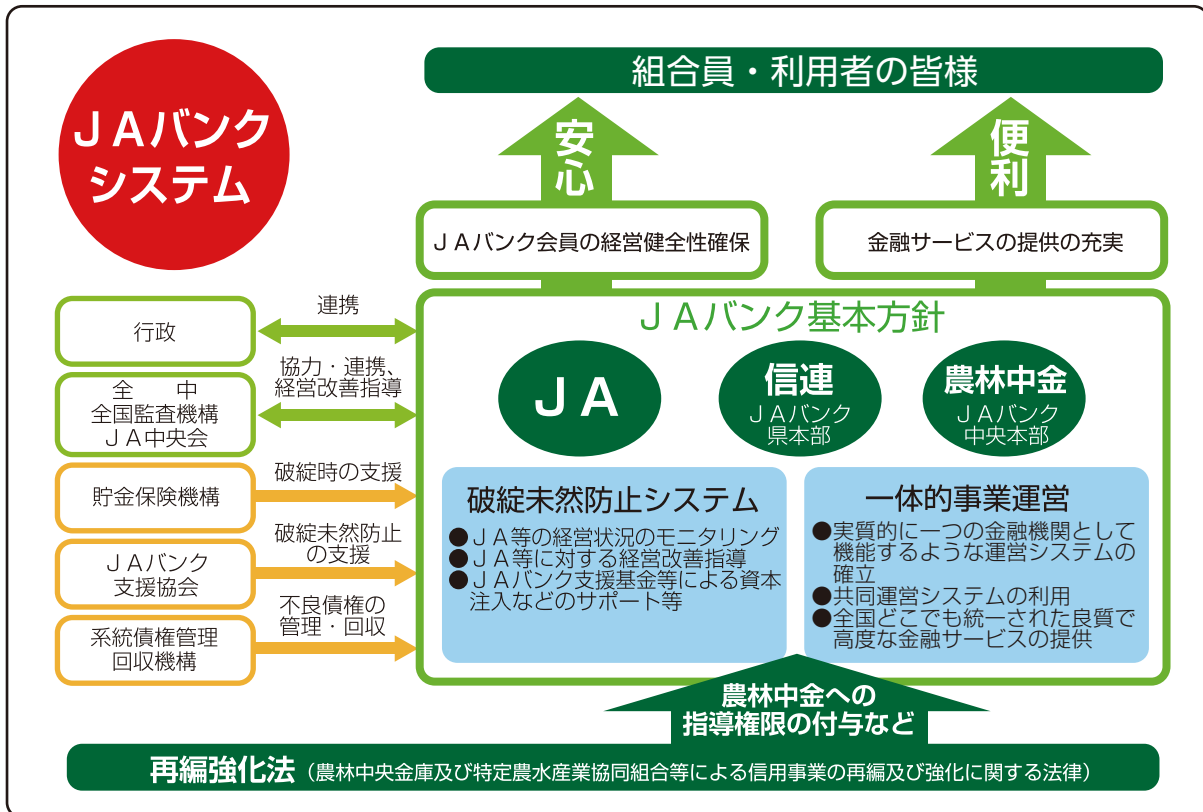
- JAバンク埼玉**
- JAさいたま
 - JAあさか野
 - JAいるま野
 - JA埼玉中央
 - JAちちぶ
 - JA埼玉ひびきの
 - JAくまがや
 - JAふかや
 - JA埼玉岡部
 - JA榛沢
 - JA花園
 - JAほくさい
 - JA越谷市
 - JA南彩
 - JA埼玉みずほ
 - JAさいかつ
 - JAバンク埼玉県信連

◆ J Aバンクシステム

「J Aバンクシステム」とは、J Aバンク会員（J A・信連・農林中金）総意のもと「J Aバンク基本方針」に基づき、J Aバンク会員が総力を結集し実質的に「ひとつの金融機関」として機能する仕組みのことをいいます。

このシステムは、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

当会は、県内J Aの事業運営のサポート等「J Aバンク埼玉県本部」としての役割を担っています。



◆ J Aバンク・セーフティーネット

J Aバンクでは、より安全な金融機関として信頼を得るため独自の「セーフティーネット」を構築しています。J Aバンク全体で経営の健全性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により、組合員・利用者の皆様に一層の安心をお届けします。

破綻未然防止システム

経営破綻を未然に防止するための
J Aバンク独自の制度

- J Aバンクの健全性を確保し、J A等の経営破綻を未然に防止するための独自の制度です。
- J Aの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の定めた経営健全性の基準よりも更に厳しい自主ルール基準（達成すべき自己資本の水準、体制整備等）を設定しています。
- J Aバンク全体で個々のJ Aの経営状況を常時チェックし、適切な経営改善指導等を行います。



貯金保険制度

（農水産業協同組合貯金保険制度）

貯金者等保護のための公的な制度

- 万一、J A等が貯金などの払い戻しができなくなった場合に貯金者などを保護するとともに、資金決済の確保等を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とした制度です。
- この制度は、銀行・信金・信組等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

▶ 経営方針

経営理念

JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）を目指す。

経営姿勢

当会は効率的な業務運営のもと、JAと一体となって強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。

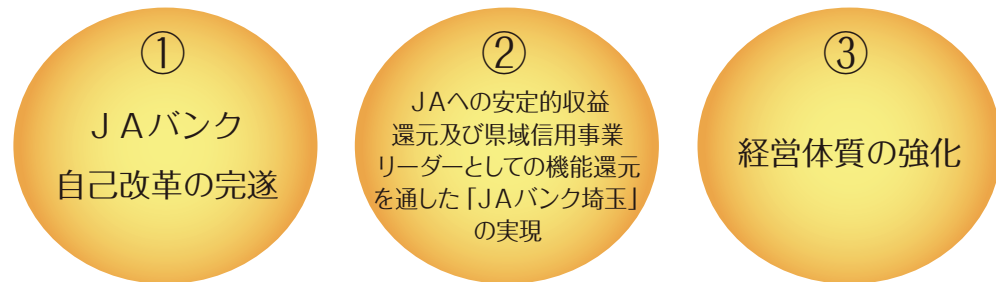
当会は、このような経営理念のもと、平成28年度より「第12次中期経営計画」をスタートさせ、掲げた経営目標の必達に向け、役職員一丸となって取り組んでいます。

第12次中期経営計画（平成28年4月～平成31年3月）

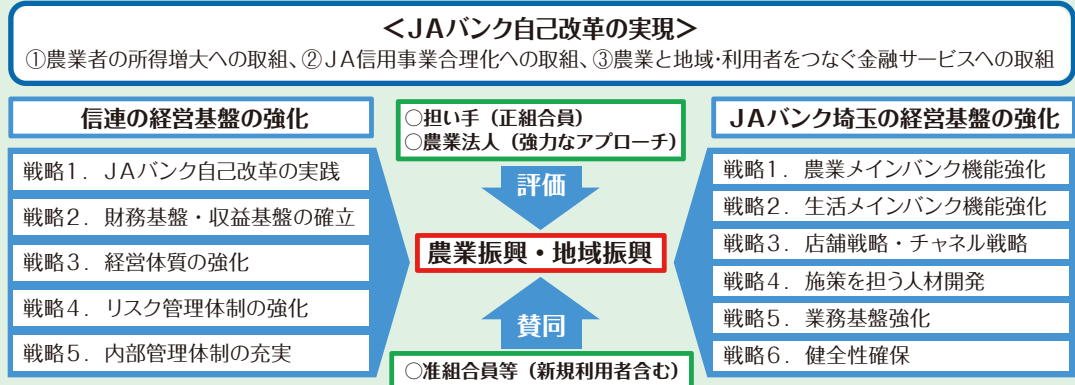
基本目標

効率的な資金運用による会員JAへの安定的な収益還元と「県域信用事業リーダー」としての機能還元を継続実践する。

重点項目



経営戦略



対処すべき課題

当会が取り組むべき課題を次のとおりとし、課題達成に向け各種施策を強力に実践してまいります。

信 連	JAバンク埼玉
<ul style="list-style-type: none"> ● 収益基盤の維持・強化 ● 経営体質の強化（自己資本増強） ● リスク管理体制強化・業務健全化 ● コンプライアンス体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業法人・農業者からのJA評価確保 ● 利用者基盤拡充（貯金増加・取引深化） ● 経営の健全性確保 ● 次期JASTEMシステム稼働準備

業績

平成30年9月末の業績につきましては、会員JA及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役職員一体となって取り組んだ結果、経常利益は34億82百万円、当期剰余金は25億30百万円を計上いたしました。

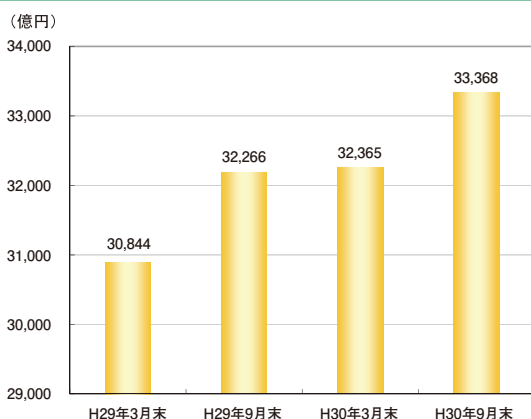
また、自己資本比率は、JAバンク基本方針で定めた自主ルール8%基準を大きく上回る18.84%となりました。

主な業績及び経営指標の推移

(単位：百万円,%)

	平成29年3月末	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年9月末
貯金	3,084,428	3,226,640	3,236,591	3,336,845
貸出金	226,688	246,685	270,883	312,816
預け金	2,328,024	2,419,127	2,405,469	2,454,208
有価証券	657,500	663,832	659,636	676,873
経常利益	4,848	2,953	5,435	3,482
当期剰余金	4,235	1,978	4,150	2,530
自己資本の額	225,985	228,234	224,514	227,411
リスク・アセット等の額の合計額	1,068,520	1,118,593	1,157,973	1,206,637
自己資本比率	21.14	20.40	19.38	18.84

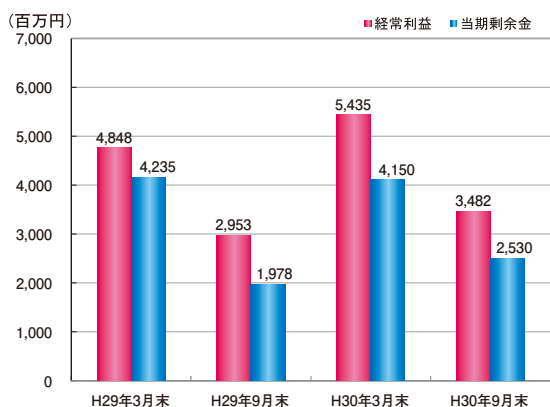
貯金の推移



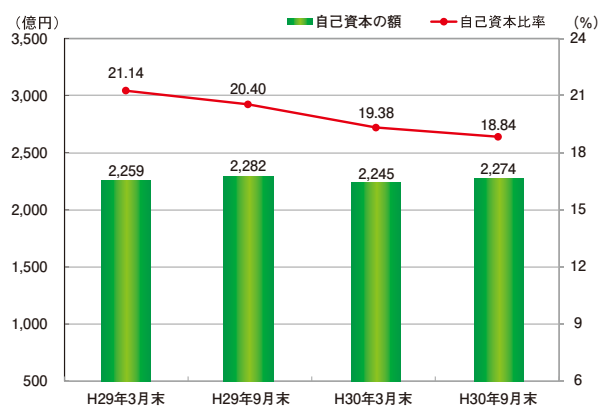
資金運用の推移



損益の推移



自己資本比率の推移



(注1) 平成29年9月末及び平成30年9月末の経常利益、当期剰余金並びに自己資本比率は、各期の仮決算結果に基づき算出したものです。

(注2) 自己資本比率は、金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

▶ リスク管理債権及び金融再生法開示債権

農業協同組合法に基づくリスク管理債権

(単位：百万円)

債権区分	平成29年 9月末	平成30年 3月末	平成30年 9月末
破綻先債権	—	—	—
延滞債権	3,621	594	608
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—
リスク管理債権合計	3,621	594	608

(注1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

(注2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

(注3) 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

(注4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債権区分	平成29年 9月末	平成30年 3月末	平成30年 9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	19	16	15
危険債権	3,622	596	643
要管理債権	—	—	—
小計	3,642	613	658
正常債権	244,048	271,286	313,217
開示対象債権合計	247,690	271,900	313,876

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

3か月以上延滞債権で、(注1)及び(注2)に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

(注4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(注1)から(注3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

(単位：百万円,%)

【保全状況】

債権区分	平成29年9月末					平成30年3月末					平成30年9月末				
	債権額 (A)	保全額			保全率 (B)/(A)	債権額 (A)	保全額			保全率 (B)/(A)	債権額 (A)	保全額			保全率 (B)/(A)
		担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)			担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)			担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)	
○リスク管理債権の保全状況															
破綻先債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞債権	3,621	2,442	1,132	3,575	98.72	594	113	434	547	92.09	608	111	454	566	93.15
3カ月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク管理債権合計(C)	3,621	2,442	1,132	3,575	98.72	594	113	434	547	92.09	608	111	454	566	93.15
貸出金残高(D)	246,685					270,883					312,816				
リスク管理債権比率	1.46					0.21					0.19				
○金融再生法開示債権区分に基づく保全状況															
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	19	—	19	19	100.00	16	0	16	16	100.0	15	0	15	15	100.0
危険債権	3,622	2,443	1,132	3,576	98.72	596	114	435	549	92.12	643	118	482	601	93.53
要管理債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計(E)	3,642	2,443	1,152	3,595	98.72	613	114	451	566	92.33	658	119	498	617	93.68
正常債権	244,048					271,286					313,217				
開示対象債権合計(F)	247,690					271,900					313,876				
不良債権比率	1.47					0.22					0.20				

(注1) リスク管理債権比率 = (C) / (D) × 100

(注2) 不良債権比率 = (E) / (F) × 100

(注3) 平成30年9月末の計数は、9月末の仮決算において3月末決算と同一に自己査定要領により実施した自己査定結果、並びに資産の償却・引当要領に基づき計上したものです。

▶ 有価証券等の時価情報

有価証券

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
平成29年9月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	145,370	150,978	5,608
そ の 他	494,568	518,462	23,893
合 計	639,939	669,440	29,501
平成30年3月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	156,572	162,796	6,223
そ の 他	485,722	503,063	17,341
合 計	642,295	665,859	23,564
平成30年9月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	193,743	198,024	4,280
そ の 他	461,286	483,129	21,843
合 計	655,030	681,153	26,123

(注1) 有価証券の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しています。

(注2) 満期保有目的の有価証券並びにその他目的の有価証券の取得価額は、償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
平成29年9月末			
売 買 目 的	5,000	5,004	4
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	36,000	36,161	161
合 計	41,000	41,165	165
平成30年3月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	62,999	60,277	△2,722
合 計	62,999	60,277	△2,722
平成30年9月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	79,199	79,099	△100
合 計	79,199	79,099	△100

(注1) 金銭の信託の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しています。

(注2) 取得価額は売買目的金銭の信託については取得価額を、その他目的金銭の信託については償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

社会的責任と貢献活動

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のJA等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念とする相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域社会の一員として地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、組合員等の皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域の皆様に資金供給や経営支援などの金融機能を提供しております。

また、金融面にとどまらず、環境、文化、教育といった多面的分野から、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

事業を通じた地域貢献活動

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を源泉としています。また、お預かりした貯金は、資金を必要とする地域の皆様や、JA・農業に関連する企業・団体及び地方公共団体などにもご利用いただいています。

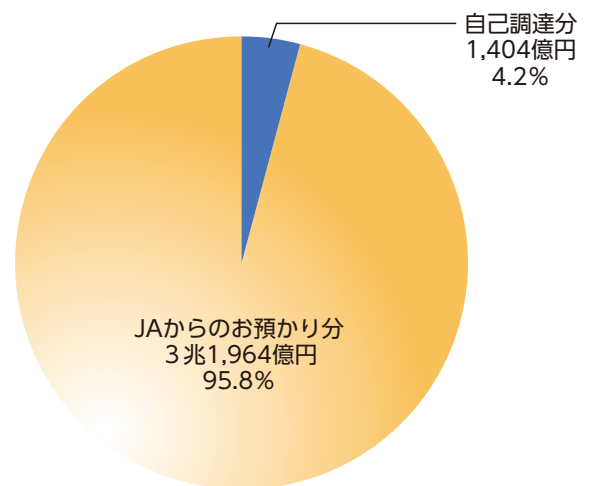
地域からの資金調達の状況

■貯金残高の構成

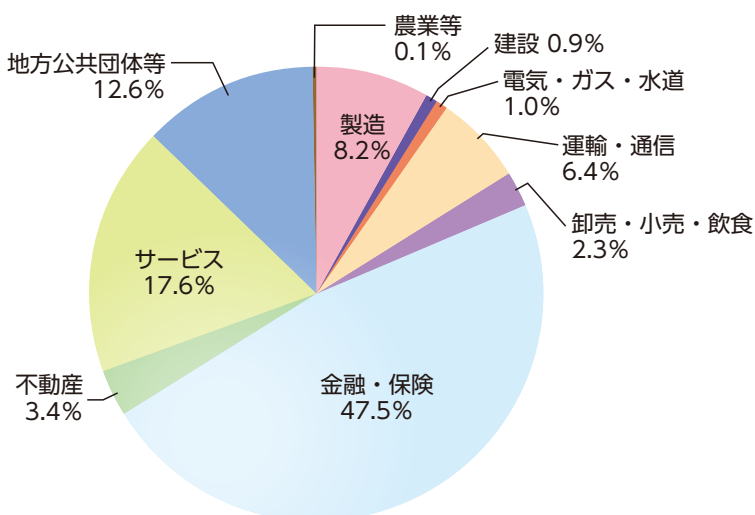
平成30年9月末の当会の貯金残高は3兆3,368億円となっており、うち3兆1,964億円を県内JAからお預かりしています。

また、JAや農業団体だけではなく、地域金融機関として、地方公共団体や地域の企業などからも広く資金をお預かりしています。

貯金残高 3兆3,368億円
(平成30年9月末)



貸出金残高 3,128億円
(平成30年9月末)



地域への資金供給の状況

■業種別の貸出金残高の構成

地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）という経営理念から、地域の企業や個人の皆様の幅広い資金ニーズに迅速・的確にお応えするよう努めています。

また、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業・住宅・教育などの制度融資の窓口となっています。

なお、埼玉県債の引受けによる資金は、県の公共事業、社会福祉・文化施設等へ利用されています。

お客さま本位の業務運営の更なる定着

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、J A組合員・利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

地域密着型金融への取り組み

農業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、お客様の経営支援に取り組んでいます。

また、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

当会は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

金融円滑化にかかる基本的方針

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、次のような体制を整備しております。
 - (1) 理事長以下、専務理事・常務理事・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 常務理事（業務統括本部長）を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
 - (3) リスク統括部・業務部を構成部門とする「金融円滑化協議会」にて、金融円滑化の観点から個別案件にかかる対応の適切性等に関し協議します。
 - (4) 業務部長を「金融円滑化管理担当者」とし、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

農業者等の経営支援に関する体制整備

J Aバンク埼玉では、地域の農業者との関係を一層強化するための体制整備に取り組んでいます。

J Aでは営農・経済担当者がお聞きした情報を本支店の農業融資担当者が把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。なお、県内16 J Aの本店には「担い手金融リーダー」が設置され、支店の活動をサポートしています。

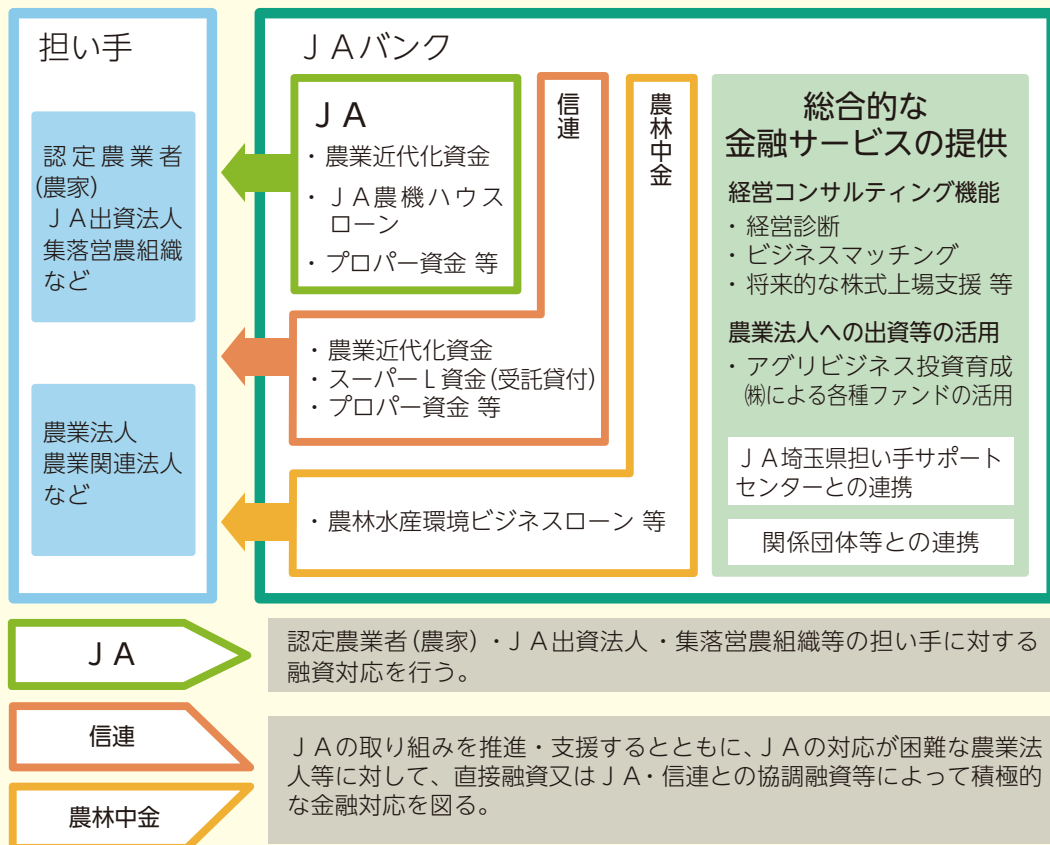
また、農業融資担当者等の専門知識の習得・相談対応力向上を目的に、J Aバンク独自の資格制度である「J Aバンク農業金融プランナー」の資格取得を勧めており、平成30年9月末現在643名（うち当会72名）が取得しています。

当会では農業部を設置し、J Aのサポート・指導、農業法人等への融資相談を担う「県域農業金融センター機能」の拡充・強化を図るとともに、「J A埼玉県担い手サポートセンター」(*)とも連携して、担い手経営体の多様なニーズへの対応に尽力しています。

※ J A埼玉県担い手サポートセンター

「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」に向けて、J A（担い手支援部署）とともに担い手経営体への個別支援・事業提案等を実践することを目的とした県域（県中央会・各連合会）共通機構です。

担い手金融強化に向けた取り組み



JAバンク自己改革への取り組み

JAバンクでは、お客様の満足度向上、並びに地域金融機関としてより一層必要とされる存在になることを目指し、①農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応、②JAが営農経済事業に全力投球できる環境整備、③農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献を柱とした「JAバンク自己改革」に取り組んでいます。

このようななか、JAバンク埼玉では、「JAバンク自己改革」を完遂すべく、以下の具体的な取り組みを実施しています。

①農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応

●JAバンク利子補給制度

農業者の金利負担の軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限として利子補給を行っています。

対象資金 農業近代化資金、農業経営改善促進資金、JA農機ハウスローン、アグリスーパー資金、担い手応援ローン、アグリマイティ一資金、JA飼料用米対応資金

●JA農業資金保証料助成制度

県独自の施策として、農業資金の融資に係る保証料の負担軽減を目的に、対象資金のお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料（一括前払い）全額を助成しています。

対象資金 農業近代化資金、農業改良資金ほか

●JA農機ハウスローンダブル応援キャンペーン

県独自の施策として、農業者の借入れに関する負担の更なる軽減を目的に、県域主力商品である「JA農機ハウスローン」について、JAバンク利子補給制度に加えて、埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料（一括前払い）全額を助成する特別キャンペーンを平成30年4月より実施しています。

●就農支援事業

地域農業の振興・発展への貢献を目的に、JAバンクで取り組む「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」の一環として、新規就農希望者を育成するための研修受入先に対する研修費用の助成、並びに新規独立就農者に対して営農費用を助成する「新規就農応援事業」を行っています。

また、県独自の取り組みとして、新規独立就農者又は親元新規就農者が購入した農機具・農業施設等購入費用の一部を助成する「新規就農者農機具等購入支援事業」を行っています。



●アグリビジネス投資育成(株)と連携した各種ファンドの活用

農業をビジネスとして確立させようと積極的に活動し、将来の担い手として期待される農業法人の事業力強化のため、金融サービスの1つとしてアグリビジネス投資育成(株)と連携し、「アグリシードファンド」(農業法人への資本提供の枠組み)等の各種ファンドを提案しています。



●農業経営者応援サイト「アグリウェブ」の活用

農業経営者が抱える経営課題等の解決を支援することを目的に、農林中央金庫が開設したウェブサイト「アグリウェブ」を通じ、農業経営者への情報提供に取り組んでいます。

また、全国農業協同組合連合会のウェブサイト「アピネス」との連携により、営農技術の情報提供等を行っています。



② J A が営農経済事業に全力投球できる環境整備

●OTM導入支援

窓口事務の効率化を図るため、OTM(紙幣・硬貨一体型入出金機)を平成30年度末までに県内全店舗に導入するための支援活動を行っています。

③農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献

●サポート事業

「担い手金融リーダー会議」を開催し、担い手金融リーダーの対応力の向上、並びに農業者・農業経営体に対するバックアップ等に努めています。

また、「夏の農機大展示会」(平成30年7月20日~21日)では、「農業資金窓口」を設置し、JA農機ハウスローンのPRや融資相談等を行いました。



●「県産農産物消費拡大応援定期貯金『彩の贈り物』」の販売

県産農産物の消費拡大につながる金融商品の販売を通じて、地域農業への貢献とJA新規利用者の拡大を図るため、新規定期貯金ご契約の方にJA店舗や直売所等の施設でご利用いただける商品券(20万円毎に500円)をプレゼントいたしました。



文化的・社会的貢献に関する事項

当会は、金融機能の提供にとどまらず、地域経済の発展に寄与する金融機関として、自然環境維持・地域文化活動・福祉・スポーツ活動等への貢献にも積極的に取り組んでおり、これらの活動を通じて農業と地域社会の発展と活性化に貢献してまいります。

グラウンド・ゴルフ大会の開催

「埼玉県農協年金友の会連絡協議会」との共催により、グラウンド・ゴルフ大会を開催し、「年金友の会」（愛称：ゆうゆう会）の活性化並びに、地域の皆様の健康づくり、仲間づくり等に協力しています。

第22回埼玉県農協年金友の会グラウンド・ゴルフ大会
平成30年5月29日
熊谷スポーツ文化公園 彩の国くまがやドーム



埼玉森林サポータークラブへの助成

水資源や豊かな農地を次世代に引き継ぐため、県内で森林保護ボランティア活動を実施している特定非営利活動法人埼玉森林サポータークラブへ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈いたしました。

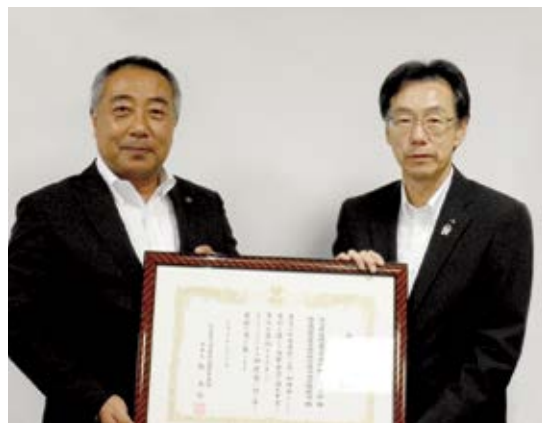
平成30年9月18日
若林会長より埼玉森林サポータークラブ
霜触会長(左)へ目録を贈呈



社会福祉事業団への助成

地域福祉への貢献の一環として、埼玉県の社会福祉施設の管理・運営を実施している社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団へ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈いたしました。

平成30年9月20日
埼玉県社会福祉事業団牧理事長（左）より
感謝状を受領



AEDの設置・講習会の開催

当会では、施設内にAED（自動体外式除細動器）を5台設置し、心室細動等の緊急事態に備えています。

また、AED講習会を毎年開催し、職員は使用方法、初期救命措置等の知識・技術の習得向上に努めています。



J Aバンク食農教育応援事業

次代を担う子どもたちが、食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、教材本を県内小学校に贈呈いたしました。



各種相談会・セミナーの開催

●JA年金相談会の開催

J Aバンク埼玉では、組合員・地域の皆様からの年金相談ニーズに応えるため、社会保険労務士を招いて「JA年金相談会」を上期に124回開催し、延べ957名のお客様にご来場いただくとともに、936件の相談に対応いたしました。

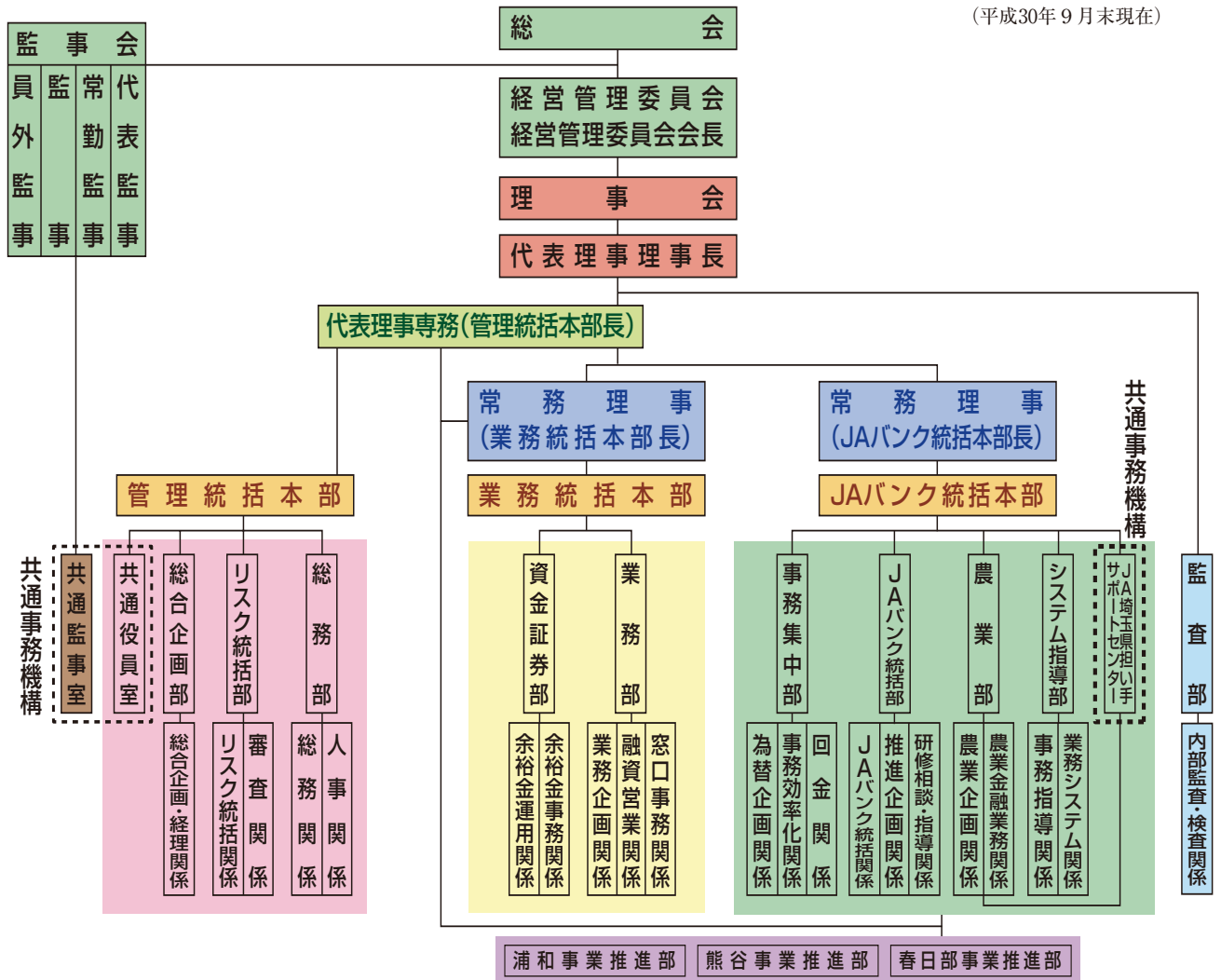


●各種セミナーの開催

J Aバンク埼玉では、相続・遺言等に係る相談ニーズへの対応として、各種セミナーを上期に3回開催し、延べ39名のお客様にご来場いただくとともに、11名に対して延べ25回の個別相談に対応いたしました。



▶ 機 構



▶ 店舗等一覽

■ 営業店舗

(平成30年9月末現在)

名称	所在地	代表電話番号	FAX番号
本店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048(829)3504	048(829)3588

■ 推進拠点

名称	所在地	代表電話番号	FAX番号
浦和事業推進部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048(829)3010	048(829)3013
熊谷事業推進部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地	048(524)9711	048(525)4543
春日部事業推進部	〒344-0067 春日部市中央1丁目52番地8	048(737)6111	048(736)4434

▶ 情報提供活動

当会の概要や経営・財務情報は
インターネットでご覧いただけます。

ホームページでは、当会の概要や経営・財務情報をはじめ、各種金融商品の最新情報、JAバンク埼玉の各種お知らせなどを掲載しています。
皆様からの積極的なアクセスをお待ちしています。

JAバンク埼玉県信連ホームページ <http://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>



JAバンク埼玉ホームページ <http://www.jabank-saitama.or.jp/>





耕そう、大地と地域の未来。



 **JAバンク埼玉県信連**
埼玉県信用農業協同組合連合会

〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
TEL 048-829-3504 FAX 048-829-3588

JAバンク埼玉県信連ホームページ

<http://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>

